

○集合住宅等における個別検針及び水道料金等の個別徴収に関する取扱要綱

(平成10年4月1日)
要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、播磨高原広域事務組合水道事業給水条例（平成10年条例第30号。以下「条例」という。）第4条第2号の規定に基づく共用給水装置（以下「集合住宅等」という。）により個別検針及び水道料金等の個別徴収についての取扱いを定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個別 集合住宅等の個別世帯及び散水栓等の個別の箇所をいう。
- (2) 検針 集中検針装置等により、各個別に使用水量を計量することをいう。
- (3) 水道料金等 水道料金及び下水道使用料をいう。
- (4) 親メーター 条例第12条第2項に定める水道メーターをいう。
- (5) 子メーター 個別に取り付ける管理者の指示する私設の水道メーターをいう。
- (6) 所有者等 集合住宅等の所有者又は水道使用者の代表者をいう。

(原則)

第3条 この要綱に基づく契約を締結した集合住宅等については、親メーターによる計量を原則とし、管理者において集中検針装置等により、子メーターの計量を行い、水道料金等を徴収するものとする。

(計量差額の徴収)

第4条 子メーターの使用水量の総量が親メーターの使用水量を下回ったときは、管理者は所有者等に対し、その差額を請求するものとする。

(使用水量の認定)

第5条 集中検針装置等の異常又はその他の理由により使用水量が不明の場合は、管理者が認定する水量によるものとする。

(給水の停止)

第6条 管理者は、水道料金等を指定期限内に納入しない水道使用者に対し、その理由が継続する間、給水を停止することができる。

(条件)

第7条 個別検針及び個別徴収の適用を受けようとする集合住宅等は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。

- (1) 当該集合住宅等に管理者の指定する集中検針装置等を設置すること。
- (2) 集中検針装置等の維持管理費を負担すること。
- (3) その他管理者が必要と認めた条件に適合すること。

(契約)

第8条 管理者は、前条に定める条件に適合すると認めたときは、別に定める様式(様式第1号)により、所有者等と契約を締結するものとする。

(申請手続)

第9条 個別検針及び個別徴収の適用を受けようとする所有者等は、管理者に対し申請書(様式第2号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 個別検針、個別徴収に関する管理責任者選定届(様式第3号)
- (2) 個別検針、個別徴収に関する水道使用者名簿(様式第4号)
- (3) その他管理者が必要と認める書類

(届出義務)

第10条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 管理責任者を変更したとき。(様式第5号)
- (2) 集中検針装置等の設備に変更を生じたとき。(様式第6号)
- (3) 水道使用者に異動が生じたとき。(様式第7号)

(集中検針装置等の維持管理)

第11条 所有者等は、集中検針装置等の保守点検を行うなど、設備の適正な管理を行わなければならない。

2 集中検針装置等の取替及び修繕については、所有者等又は水道使用者の責任において行わなければならない。

(契約内容の周知)

第12条 所有者等は、契約内容について水道使用者に対し周知徹底し、問題が生じたときは責任をもって解決に努めなければならない。

(契約の解除)

第13条 管理者は、水道使用者が契約事項に違反し、所有者等をして忠告してもこれに従わないとき又は水道料金等が未納になり、督促をしてもなお支払わないときは、契約を解除することができる。

(その他)

第14条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

収入
印紙

水道使用量の個別検針及び水道料金等の個別
徴収に関する契約書

播磨高原広域事務組合（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、水道使用量の個別検針及び水道料金等の個別徴収について、次のとおり契約を締結する。

（検針の方法）

第1条 甲は、乙の設置した集中検針装置等により、乙に代わって検針するものとする。

（水道料金等の徴収方法）

第2条 甲は、乙に代わって水道料金及び下水道使用料を個別に徴収するものとする。

（水道料金等の納入）

第3条 乙又は水道使用者は、甲に対し、播磨高原広域事務組合水道事業給水条例（平成10年条例第30号）第26条に定める水道料金及び播磨高原広域事務組合下水道条例（平成10年条例第31号）第17条に定める下水道使用料を、甲が指定する期限までに納入しなければならない。

2 前項に定める水道料金等は、口座振替の方法により2か月分をまとめて納入するものとする。

（計量差額の納入）

第4条 乙は、甲に対し、子メーターの使用水量の総量が、親メーターの使用水量を下回ったときは、その差額を納入しなければならない。

（使用水量の認定）

第5条 集中検針装置等の異常又はその他の理由により、使用水量が不明の場合は、甲が認定する水量によるものとする。

（集中検針装置等の維持管理及び費用負担）

第6条 乙は、検定有効期間満了の子メーターの取替及び集中検針装置等の維持管理を行なうものとし、これに係る経費についても乙の負担とする。

2 乙は、前項に規定する子メーターの取替及び維持管理については、甲の指示ど

おり速やかに行なわなければならない。

(管理の方法)

第7条 乙は、甲の検針業務に支障のないよう集中検針装置等が常に正常に作動するように保守管理し、年1回以上の定期点検を実施するとともに、甲に対し、その結果を文書をもって報告しなければならない。

(届出義務)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、別添の様式により直ちに甲に届け出なければならない。

- (1) 管理責任者を変更したとき。
- (2) 集中検針装置等の設備に変更を生じたとき。
- (3) 水道使用者に異動が生じたとき。
- (4) 水道の使用を中止又は廃止するとき。

(給水の停止)

第9条 水道料金等が未納となった場合において、納入の督促にもかかわらず納入がないときは、その理由が継続する間、甲は、水道使用者(水道料金等の未納者)に対し、給水を停止することができる。

- 2 前項の甲が行なう水道使用者の給水の停止にあたり、甲が乙の所有物又は管理物である給水装置等を使用して給水の停止をすることについて、乙は、甲に対して異議申し立てはしない。
- 3 第1項の甲が行なう水道使用者の給水の停止について、水道使用者又は第三者からの異議の申立て又は権利の主張等があったときは、すべて乙の責任において解決するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約事項に違反したとき。
- (2) 甲の指示に従わなかったとき、又はこれを拒んだとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙及び水道使用者に損害が生じることがあっても、甲は、その責を負わない。

(権利義務の承継)

第11条 乙は、集合住宅等の所有権を変更するときは、本契約によって生じる権利及び義務を新所有者に承継しなければならない。

(契約内容の周知)

第12条 乙は、所有者等をして本契約内容について、水道使用者に対し周知徹底を図るものとし、問題が生じたときは乙の責任において解決に努めなければならない。水道使用者が入替わったときも同様とする。

(契約の有効期間等)

第13条 この契約の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、この契約期間満了前30日までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間は更に1年を限度として延長するものとし、その後において期間が満了したときもまた同様とする。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項については、法令（条例及び条例の播磨高原広域事務組合水道事業給水条例施行規程（平成10年規程第9号）等を含む。）その他の定めによるほか、甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証とするため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 兵庫県赤穂郡上郡町光都3丁目5番1号

播磨高原広域事務組合

管理者 ㊟

乙 住所

氏名 ㊟

様式第2号から第7号まで（省略）